



## 東北ブロックにおける審査上の 取扱い（ブロック取決）のご案内

令和7年8月1日

東北ブロック<sup>(※)</sup>の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、東北ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

### 【東北ブロック取決事項】

#### 医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	K803 膀胱悪性腫瘍手術(全摘)「2 全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わない)」と同日の膀胱留置用ディスポーザブルカテーテルの算定については、原則認めない。	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテルは、術前に留置し、膀胱全摘術が終了するまでの使用となる。 ストーマ造設等を行うため、膀胱留置用ディスポーザブルカテーテルは 24 時間以上体内留置していないため原則認められない。	適用診療年月 令和7年11月診療分
2	K803 膀胱悪性腫瘍手術(全摘)「5 全摘(代用膀胱を利用して尿路変更をおこなうもの)」と同日の膀胱留置用ディスポーザブルカテーテルの算定については、2 本目の膀胱留置用ディスポーザブルカテーテルの算定を認める。	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテルは、術前に留置し、膀胱全摘術が終了するまでの使用となるため 1 本目は認められないが、新膀胱を作成後、膀胱留置用ディスポーザブルカテーテルを留置し、24 時間以上体内留置することから 2 本目の膀胱留置用カテーテルの算定を認める。	適用診療年月 令和7年11月診療分

本件に関する問合せ先

東北審査事務センター

外科・混合審査室 混合審査課 (TEL:022-785-9870) 弓田

外科・混合審査室 混合審査課 (TEL:022-785-9052) 菊池